

被扶養者になっている方の 健康診断結果(写)等のご提供のお願い

川口工業健康保険組合

当組合の被扶養者(受診した年度末3月31日時点で40歳以上)のうち、勤務先等で健康診断を受けられた方は、健康診断結果(写)等の提供をもって当組合の特定健診の結果として扱われますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※なお、当組合発行の「特定健康診査受診券」または東振協「特定健診」・「レディース健診」において受診された方や人間ドックを受診し補助金支給申請をされた方については情報提供の必要はありません。

どうして提供が必要なの？

国は生活習慣病予防対策として、健保組合に40歳から74歳の被保険者(本人)及び被扶養者(家族)が、「特定健診」及び「特定保健指導」を実施することを義務付けています。

この特定健診及び特定保健指導には、達成すべき実施率の目標が定められていますが、現在、当組合の被扶養者(家族)の受診率が目標を大きく下回っています。(※)

そこで、健康診断結果の提供をいただくことにより、当組合における特定健診対象者の実施率を正確に把握し、今後の受診率向上及び保健事業の展開に活用させていただきます。

(※)組合が実施している「特定健診」「特定保健指導」の実施率に応じて『後期高齢者支援金』(健保組合が国に納める納付金)の額に加算減算される仕組みになっています。

健康診断や特定保健指導は、みなさまの健康につながるだけでなく、組合財政にも影響を与えますので、ご協力をお願いいたします。

どのように提供すればいいの？

情報提供の対象者は、「**40歳以上の被扶養者の方(受診した年度末3月31日時点で40歳以上)**」になります。別紙「**①健診結果報告書**」、「**②質問票**」、「**③健診結果の情報提供用紙**」または「**健康診断結果(写)**」をご記入の上、「**利用しなかった当組合発行の受診券(原本)**」を添付し、組合に送付願います。返信用封筒をお送りいたしますのでご連絡ください。(保健事業課 TEL 048-229-2353)
なお、提出いただける健診結果は、年度初め**4年1日～翌年3年31日**に受診した特定健診必須項目を**含んだもの**となります。

ご提供いただいた方には、「**クオカード(3,000円分)**」をお送りさせていただきます。

※質問票へのご記入は、生活習慣(食事・運動・服薬・喫煙など)の把握に必要なためご協力をお願いいたします。

なお、ご提供いただいた健診結果は、個人情報として厳密に保存し、必要に応じて特定保健指導等に活用します。
また、データは匿名化され国に報告されます。ご了承のうえご協力いただけますようお願いいたします。

お問い合わせ先 川口工業健康保険組合 保健事業課

〒332-0012 埼玉県川口市本町3丁目2番22号 工房ビルディング4階

TEL 048-229-2353 FAX 048-229-2372